

# 行田市手数料条例の一部を改正する条例など 23 議案を可決・承認・同意



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案 23 件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・承認・同意するとともに、諮問1件を適任としました。

また、議員提出議案 1 件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 例 法改正に伴う 条例の改正等

○行田市手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）

法令の改正に伴い、個人番号カードの発行主体を地方公共団体情報システム機構とすることが明確になるとともに、同機構が個人番号カードの発行手数料を徴収し、その徴収事務を市町村長に委託することができるよう規定されました。個人番号カード再交付手数料の徴収について、同機構からの受託による徴収へと変更となるため、条例の一部を改正するものです。

#### 〔主な質疑〕

**問** 手数料を徴収する事務の規定から、個人番号カード再交付事務の規定が削除されているが、再交付手数料が無料になるといつのことか。

**答** 個人番号カードの発行主体が、市から地方公共団体情報システム機構に移行することから、同機構からの委託により市が再交付手数料を徴収し、同機構に納入することに

なるため、個人番号カードの再交付の際、再交付手数料が必要となることに変更はない。なお、金額については、同機構が総務大臣の認可を得て定めることとなるが、現在のところ未定である。

**補正予算  
補正総額  
4億4889万円余り**

○令和3年度行田市一般会計補正予算（原案承認・可決）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大防止対策及び低所得者に向けた生活支援の経費を措置するもので、歳入歳出それぞれ4億4889万6千円を追加し、予算総額を258億7889万6千円とするものです。

#### 〔主な質疑〕

**問** 市内公共施設の窓口で、キャッシュレス決済の拡充を行う理由は。

**答** 多種多様な支払い形態が普及している中、利用者の利便性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触型決済方法

である電子決済を拡充するものである。



窓口でのキャッシュレス決済

**問** 市内公共施設の自動水栓を行う理由は。

**答** 不特定多数の利用者が水栓に直接触れることなく利用できる自動水栓は、新型コロナウイルス感染症対策となるとともに、国が推奨する「新しい生活様式」にも対応した取り組みであることから、施設の自動水栓化を行うものである。

## 人事案件

○行田市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて（同意）

市長から新たに齋藤操氏の教育委員会教育長の任命について同意を求められ、これに同意しました。